

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十六年十二月二十四日

三重県条例第九十三号

改正 平成二八年 三月二二日三重県条例第一
六号

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布します。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（知事の監督に属する法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(この条例で定める基準の目的)

第二条 法第十三条第一項の規定により県が条例で定める基準（次条及び第四条において「この条例で定める基準」という。）は、幼保連携型認定こども園の子ども（法第二条第一項に規定する子どもをいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身共に健やかに育成されることを保障するものとする。

(この条例で定める基準の向上)

第三条 知事は、法第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、この条例で定める基準を超えて、その設備及び運営の水準を向上させるように勧告することができる。

2 県は、この条例で定める基準を常に向上させるように努めるものとする。

(この条例で定める基準と幼保連携型認定こども園)

第四条 幼保連携型認定こども園の設置者は、この条例で定める基準を超えて、常にその設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 この条例で定める基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、この条例で定める基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

(一般原則)

第五条 幼保連携型認定こども園の設置者は、子どもの人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、当該幼保連携型認定こども園の運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、子どもの保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定こども園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園には、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第六条 幼保連携型認定こども園の職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、職員の資質の向上のために、研修の機会を確保しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第七条 幼保連携型認定こども園の設置者は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用の負担によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第八条 幼保連携型認定こども園の職員は、子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第九条 法第十四条第一項に規定する園長は、児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し

子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与える行為、人格を辱める行為その他懲戒に係る権限を濫用する行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第十条 幼保連携型認定こども園の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又は当該子どもの家族の秘密を漏らしてはならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又は当該子どもの家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十一条 幼保連携型認定こども園の設置者は、子ども又は当該子どもの保護者等からの教育及び保育(満三歳未満の子どもについては、その保育。以下同じ。)並びに子育ての支援に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設置者は、子どもに対して行った教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県又は市町村からの指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

3 幼保連携型認定こども園の設置者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条の運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査に協力するよう努めるものとする。

(学級の編製の基準)

第十二条 満三歳以上の園児(法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。)については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児の数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員)

第十三条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)を一人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 前二項に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、規則で定める。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第三十条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一 副園長又は教頭

二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三 事務職員

(施設及び設備に関する一般的基準)

第十四条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園舎及び園庭)

第十五条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

3 前二項に定めるもののほか、園舎及び園庭に関し必要な基準は、規則で定める。

(園舎に備えるべき設備)

第十六条 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
 - 二 乳児室又はほふく室
 - 三 保育室
 - 四 遊戯室
 - 五 保健室
 - 六 調理室
 - 七 便所
 - 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
- 2 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。
- 3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第三十条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあっては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
- 4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 5 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。
- 一 放送聴取設備
 - 二 映写設備
 - 三 水遊び場
 - 四 園児清浄用設備
 - 五 図書室
 - 六 会議室
- 6 前各項に定めるもののほか、園舎に備えるべき設備に関し必要な基準は、規則で定める。
（他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員及び他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備）
- 第十七条 幼保連携型認定こども園の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を、他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねさせることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。
- 2 幼保連携型認定こども園の設置者は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を、他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねさせることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については、この限りでない。
（園具及び教具）
- 第十八条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。
- 2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。
（子育て支援事業の内容）
- 第十九条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。
（掲示）
- 第二十条 幼保連携型認定こども園の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。
（十分な情報開示）

第二十一条 幼保連携型認定こども園の設置者は、保護者が多様な施設から必要な施設を適切に選択できるように、十分な情報開示に努めるものとする。

（食育及び地産地消の推進）

第二十二条 幼保連携型認定こども園の設置者は、食育を推進するとともに、給食等において地域で生産されたものを使用するよう努めること等を通じて、地域に対する関心が深められるよう努めるものとする。

（防災、防犯等による健康及び安全確保）

第二十三条 幼保連携型認定こども園の設置者は、防災、防犯等により子どもの健康及び安全を確保するとともに、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うよう努めるものとする。

（地域における次世代育成支援対策等への協力）

第二十四条 幼保連携型認定こども園の設置者は、地域における次世代育成支援対策（次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二条に規定する次世代育成支援対策をいう。）等に協力するよう努めるものとする。

（運営状況評価の実施及び結果の公表）

第二十五条 幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営の状況について子どもの視点に立った評価を行い、その結果を公表するとともに、教育及び保育の質を向上させるよう努めるものとする。

（非常災害対策）

第二十六条 幼保連携型認定こども園の設置者は、震災、風水害、火災その他の災害（以下この条及び次条において「非常災害」という。）に対処するため、消火器、非常口その他必要な設備を設けるとともに、施設の実情に応じた、非常災害の発生時の安全確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を策定し、並びに当該計画を定期的に全ての職員に周知するよう努めるものとする。

（避難訓練等の実施）

第二十七条 幼保連携型認定こども園の設置者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行うよう努めるものとする。

（必要な体制の整備及び従事者研修の実施）

第二十八条 幼保連携型認定こども園の設置者は、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、子どもの教育及び保育に従事する者に対し研修を実施するよう努めるものとする。

（履修困難な教科の学習）

第二十九条 園児が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、当該園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

（設備の基準の特例）

第三十条 規則で定める要件を満たす幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園の満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

2 前項に定めるもののほか、設備の基準の特例に関し必要な基準は、規則で定める。

一部改正〔平成二八年条例一六号〕

（その他運営に関する基準）

第三十一条 この条例に定めるもののほか、幼保連携型認定こども園の運営に関し必要な基準は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。次項において「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

2 みなし幼保連携型認定こども園（一部改正法附則第三条第一項の規定により法第十七条第一項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第七条第一項に規定する認定こども園である一部改正法による改正前の法第三条第三項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）の設備については、第十五

条、第十六条及び第十八条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十八年三月二十二日三重県条例第十六号）

この条例は、公布の日から施行する。